鹿児島県　（大島郡）龍郷町
鹿児島県　（大島郡）喜界町
鹿児島県　（大島郡）徳之島町
鹿児島県　（大島郡）天城町
鹿児島県　（大島郡）伊仙町
鹿児島県　（大島郡）和泊町
鹿児島県　（大島郡）知名町
鹿児島県　（大島郡）与論町
沖縄県　石垣市
沖縄県　宮古島市
沖縄県　（国頭郡）伊江村
沖縄県　（島尻郡）渡嘉敷村
沖縄県　（島尻郡）座間味村
沖縄県　（島尻郡）粟国村
沖縄県　（島尻郡）渡名喜村
沖縄県　（島尻郡）南大東村
沖縄県　（島尻郡）北大東村
沖縄県　（島尻郡）伊平屋村
沖縄県　（島尻郡）伊是名村
沖縄県　（島尻郡）久米島町
沖縄県　（宮古郡）多良間村
沖縄県　（八重山郡）竹富町
沖縄県　（八重山郡）与那国町

上記の基盤地図情報は、測量法第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

数値空中写真「出力印画」の規格及び定価の公告

測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項の規定に基づき刊行する数値空中写真「出力印画」の規格及び販売定価を次のとおり定める。

平成28年４月１日　国土交通大臣　石井　啓一

種類	規格	販売定価（税込）
一倍出力印画	スモール　15cm相当（長辺）	1,807円
	標準　23cm相当（長辺）	2,983
	ラージ　31cm相当（長辺）	3,979
二倍出力印画（各辺２倍拡大）	スモール	3,487
	標準	5,863
	ラージ	7,946
三倍出力印画（各辺３倍拡大）	スモール	4,858
	標準	8,845
	ラージ	11,932
四倍出力印画（各辺４倍拡大）	スモール	6,803
	標準	11,932
	ラージ	15,902
部分出力印画	23cm×23cm	3,909
	46cm×46cm	6,377
	69cm×69cm	10,080
	92cm×92cm	13,165

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３４号
福島県南相馬市鹿島区大内字関根200長良通運㈱大内宿舎17棟３号室、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町良野７番地の９
債務者　宮城　哲良
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２０号
奈良県天理市前栽町342番地６　ヒノウエ上田住宅東１
債務者　溝口　仁知（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１号
奈良県大和郡山市白土町574番地１
債務者　宏林こと　林　美惠子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５３４号
熊本市東区西原２丁目11番38号　フラワーマンション保田窪303号
債務者　野田　浩二
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
鹿児島県肝属郡東串良町新川西4958番地
債務者　城ヶ崎道秋
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
大阪府泉南郡熊取町大久保中１丁目６番34号、住民票上の住所大阪府泉佐野市泉ケ丘３丁目７番８号
債務者　ＢＳマエダこと　前田　廸男
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係